

特定非営利活動法人 日本介護支援協会 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、特定非営利活動法人 日本介護支援協会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を東京都千代田区平河町2丁目7番1号塩崎ビルに置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、高齢者福祉を主として社会福祉事業の普及及び啓発を行い福祉社会の向上に寄与すること、開発途上国への介護技術の普及研修を行うことによりわが国及び国際的な高齢者福祉の向上と発展に貢献すること並びに高齢者福祉施設・事業所の健全な発展に寄与することを目的とする。

第 2 章 目的及び事業

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第 5 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 高齢者福祉に関する研修事業
 - (2) 介護保険に関する研修事業
 - (3) 高齢者福祉及び介護保険事業における人材育成事業
 - (4) 外国人研修の受け入れによる国際交流事業
 - (5) 福祉・保健・医療機関団体等との連携及び情報提供事業
 - (6) 高齢者支援対策への啓蒙及び推進・普及事業
 - (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 その他の事業として次の事業を行う。
- (1) 高齢者福祉施設・事業所の福利、経営に資する事業
 - (2) 損害保険代理店に関する事業
- 3 前項に掲げる事業は、第 1 項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第 1 項に掲げる事業に充てるものとする。

第 3 章 会 員

(種 別)

第 6 条 本会の会員は、次の 3 種（以下、「会員」という。）とし、法人会員、事業会員、個人会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 法人会員—本会の目的に賛同して入会した団体
- (2) 事業会員—本会の目的に賛同して入会した事業所
- (3) 個人会員—本会の目的に賛同して入会した個人

(入 会)

第 7 条 会員として入会しようとする者は、本会が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。

- 2 本会は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 本会は、第 1 項のもの入会を認めないときは、速やかに、会長が理由を付して作成した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 会長は、緊急やむを得ない事情があると認めるときは、理事会の承認を経て臨時会費を徴収することができる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けを出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、別に定める退会届を本会に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役 員

(種類及び定数)

第13条 本会に、次の役員をおく。

- | | |
|-----|-----------|
| 理 事 | 3名以上30名以内 |
| 監 事 | 1名以上3名以内 |
- 2 理事のうち1名を会長、7名以内を副会長、3名以内を専務理事とする。

(選任等)

第14条 理事は、原則として法人会員である団体に所属する者の中から選任する。

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選によりこれを定める。
- 4 監事は、理事または本会の職員を兼ねてはならない。
- 5 理事に異動があったときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 7 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

(職 務)

第15条 会長は本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は、会長が欠けたときに、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を総括する。
- 4 理事は理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産及び会計の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務または財産及び会計に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会、理事会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。理事会の招集を請求することができる。
 - (5) 理事の業務遂行の状況又は本会の財産及び会計の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、役員は総会においてそれぞれ3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決前に弁明の機会を与えることができる。

(1) 心身の故障のため、職務に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章 顧問及び常任幹事、部会・委員会等

(顧問)

第20条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

(常任幹事)

第21条 本会に常任幹事を置くことができる。

2 常任幹事は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 常任幹事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 総会及び理事会の議決にもとづき討議、立案及び諸事業を行う。

(2) 理事会に対し、本会の運営及び理事会により付託された事項に関して意見を具申する。

(支部等の設置)

第22条 本会の事業を遂行するため支部、部会及び委員会（以下、「支部等」という。）を置くことができる。

2 支部等の設置運営に関わる細則は、別に定めるものとする。

第6章 総会

(種別)

第23条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第24条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第25条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散、合併

(3) 会員の除名

(4) 解散した場合の残余財産の処分

(5) 事業計画及び活動予算、事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任及び解任

- (7) 入会金、会費（第8条第2項の規定による臨時会費を除く。）及び負担金の額並びにこれらの徴収方法に関する事項
- (8) その他本会の運営に関する重要な事項

(開 催)

- 第26条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
 - (2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、召集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が召集するとき。

(招 集)

- 第27条 総会は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長及び副議長)

- 第28条 総会の議長及び副議長は、その総会において、出席会員の互選により選任する。

(定足数)

- 第29条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

- 第30条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第31条 各会員の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない

(議事録)

- 第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在員数、出席者数（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第 7 章 理 事 会

(構 成)

- 第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

- 第34条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議するべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び構成)

第35条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第38条 理事会については、第29条(定足数)、第30条(議決)、第31条(表決権等)、第32条(議事録)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費

(2) 寄付金品

(3) 資産から生じる収益

(4) 事業に伴う収益

(5) その他の収益

(資産及び会計の区分)

第40条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

2 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(資産の管理)

第41条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第42条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第43条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎年会計年度開始前に、総会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の承認を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算は、毎年会計年度終了後、会長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経て、その会計年度終了後3か

月以内に所轄庁へ報告しなければならない。

(長期借入金)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第47条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会において出席した会員の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければ、変更することができない。

(解散)

第49条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第50条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て、公益社団法人もしくは公益財団法人又は社会福祉事業法第22条に規定する社会福祉法人に帰属するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第51条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第52条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の

2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第 12 章 補 則

(運 営)

第54条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、別表に掲げる者とする。
- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年6月30日までとする。
- 4 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第51条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本会の設立初年度の事業年度は、第55条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年3月31日までとする。
- 6 本会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規程にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

団体会員	100,000円
事業会員 (A会員)	30,000円
事業会員 (C会員)	30,000円
個人会員 (B会員)	10,000円

(2) 年会費

団体会員	200,000円
事業会員 (A会員)	20,000円
事業会員 (C会員)	20,000円
個人会員 (B会員)	10,000円

- 7 この定款の変更は、平成26年12月2日から施行する。

この定款の変更は、2019年11月29日から施行する。